

特定認定審査基準・添付書類等一覧

◆構造設備・事業運営体制の審査基準等

項目	基準		根拠	確認方法
滞在期間	施設を使用させる期間は、7日以上（6泊7日）であること。		政令 12-1-2、 条令 2	申請書
居室	面積	一居室の床面積は、壁芯で 25 平方メートル以上であること。（一居室には寝室のほか、台所、浴室、便所及び洗面所並びに専用部分の玄関及び廊下を含む。）	政令 12-1-3イ	申請書 ③ 実地 検査
		滞在者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計した値について 3㎡あたり 1 名を超えないこと。	指導基準	
		使用する寝具は、最大滞在者数を超えないこと。	指導基準	
	施錠	出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。	政令 12-1-3ロ	
	区画	出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。	政令 12-1-3ハ	
	設備	適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。なお、排水は、下水道接続であること。また、暖房及び冷房設備は、室温を調整機能付きとすること。	政令 12-1-3ニ	
	台所	上水道接続の流水設備及び調理の出来る場所を設けること。	政令 12-1-3ホ	
	浴室	上水道接続の流水設備及び浴槽を設けること。	政令 12-1-3ホ	
	便所	水洗かつ座便式であること。手洗い設備及び温水洗浄便座の使用水は、上水道接続であること。	政令 12-1-3ホ	
	洗面設備	上水道接続の流水設備及び台所と別に設けること。	政令 12-1-3ホ	
器具等	寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。なお、調理器具は、電子レンジ、コンロ等の加熱器具を設けること。また、清掃用具は、雑巾、ごみ箱及び掃除機又はほうき・ちり取り等を備えること。	政令 12-1-3ヘ		
清潔な居室の提供	施設の使用の開始時に、次の措置が講じることができる体制が整えられていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備は清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障ないこと。 ・廃棄物がないこと。 ・調理器具やコップ等飲食用の器具は、洗浄した清潔なものを用意すること。 ・敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー等は、洗濯した清潔なものを用意すること。 		政令 12-1-4 審査基準	申請書
外国人旅客の滞在に必要な役務	施設の使用方法	施設の滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる点を含めた施設使用の際の注意事項を説明ができる体制がとられていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内に備え付けられた設備の使用方法 ・廃棄物の処理方法（廃棄物集積場所、排出日時等） ・騒音等により周囲に迷惑をかけること。 ・火災等の緊急事態が発生した場合の通報先（警察、消防、事業者等）及び初期対応の方法（防火、防火設備の使用方法を含む） 	政令 12-1-5 審査基準	申請書 ④

廃棄物の 処理方法	適切な廃棄物処理がなされるように、必要な措置、体制 がとられていること。 例)・廃棄物は滞在者が適切に集め、7日を超えないごと に1回以上は事業者(委託者)が居室の廃棄物の排 出を行う。また、夏季は悪臭、ねずみ・衛生害虫の 発生に配慮し、柔軟な対応を行う。 ・廃棄物の処理方法は、施設内に表示する。	審査基準	申請書 ④
	施設から出るごみは、事業系ごみとして適切に処理を行 うこと。	指導基準	
緊急時にお ける外国語 を用いた情 報提供	災害や急病、事故等の緊急時に、外国語による避難や救 急医療等に関する情報が、電話や現場で迅速に提供され る体制が確保されていること。 例)・24時間外国語対応の電話窓口を設置 ・緊急の連絡があってからおおむね1時間以内に現場 へ駆けつけ、対応ができる体制	審査基準	申請書 ④
	外国語の案内が備え付けてあること。	審査基準	
	認定を受けようとする施設が主として当該事業の用に供 する共同住宅であり、その認定を受けようとする居室の 収容定員の合計が50名以上である場合は、当該施設内に 管理者を常駐させる体制が望ましい	指導基準	申請書
違法な行為 の防止につ いて	滞在者が施設の使用を開始する時、及び滞在者が施設の 使用を終了する時に、対面(滞在者が実際に施設に所在 することが映像等により確実に確認できる方法)により、 滞在者名簿に記載の滞在者と実際に使用する者が同一の 者であることを確認できる体制であること。 例)・現場で対面による確認及び旅券等の確認並びに滞在 者名簿との確認 ・現場でないところでの対面による確認及び旅券等の 確認並びに滞在者名簿との確認 ・滞在者が実際に施設に所在することが映像等(テレ ビ電話等)により確実に確認できる方法	指導基準	申請書
	滞在期間中に滞在者本人が適切に施設を使用している か、状況を確認できる体制であること。	指導基準	
消防法令	認定を受けようとする施設の存する建物について、消防 法令で義務付けられている設備等が設置されていること。	審査基準	⑦
賃貸借 契 約	賃貸借契約及びこれに付随する約款に、以下の内容が含 まれていること。 ・契約約款における7日以内の解約できない旨の条項(や むを得ない事情等でキャンセルがあり、実際の滞在は7 日未満であっても、契約期間中の重複した別契約は認め られない。)	規則 11-1-3 区規則 2	②
	・施設滞在者は、日本語又は対応外国語に対応できる者 であること。	指導基準	
	・日本に住所を有しない外国人は旅券、日本人及び日本 に住所を有する外国人の場合は、旅券又は運転免許証等 の身分証明書の呈示を義務付ける条項	指導基準	
	・施設使用の際の注意事項を遵守する条項	指導基準	
	・対応できる外国語の種類	指導基準	
・各施設で提供する役務	指導基準		
施設を事業 に使用する ための正当 な権利	施設を事業に使用するための正当な権利を有すること。 (施設にかかる不動産登記事項証明書、施設所有者と申 請者との間の賃貸借契約書、転貸を承諾する書面等)	審査基準	申請書 ⑥
滞 在 者 名 簿 の 備 え	滞在者の氏名、住所及び職業並びに滞在者が日本国内に住所を有しな い外国人であるときはその国籍及び旅券番号を記載した滞在者名簿を 施設、事業者の事務所又は事業者から滞在者名簿の備付けに係る事務 を受託した者の事務所に備え、その作成から3年間保存すること。	政令 12-1-6 規則 10 の 2	指導基準
	滞在者名簿には滞在者の連絡先も記載させること。	指導基準	

事業計画の周知	<p>特定認定の申請前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な周知が行われていること。</p> <p>区分所有建物においては、周知の際に管理組合が管理規約を根拠に専有部分を特区民泊の用に供することを禁じていないことを確認すること。（規約の解釈は、管理組合において行われるものである。）</p>	政令 12-1-7 規則 10 の 3-1 条例 4 区規則 9	④
	<p>近隣住民への周知は、次に掲げる事項について適切に行われたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定認定を受けようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ・ 施設の名称及び所在地（部屋番号まで） ・ 住民からの苦情及び問合せの窓口の連絡先（担当者名、所在地、電話番号） ・ 廃棄物の処理方法 ・ 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法 	区規則 9	⑤
施設の近隣住民への対応	近隣住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に行うための体制（連絡先の設置等）を整えていること。	政令 12-1-8 規則 12-1-10	⑤
実地 施域	<p>予定地が東京圏区域計画で指定された実施地域内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・ 第1種住居地域の場合、床面積 3,000 m²以下 ・ 実施可能の用途地域と実施不可の用途地域にまたがる建築物については、その敷地面積が実施可能の用途地域の方が 50%を超える場合実施可能。 	東京圏区域 計画で指定	

※ 政 令：国家戦略特別区域法施行令

規 則：厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則

条 例：大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

区規則：大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

◆必要書類（申請の際の添付書類）

項目	番号	基準
申請者	①	<p>個人の場合は住民票の写し。</p> <p>法人の場合は定款及び登記事項証明書（又は寄付行為及び登記事項証明書）</p> <p>外国人の場合で住民票の写しを添付できない場合は、申請者の実在性を確認できる書類（証明書類は6ヶ月以内のもの）</p>
賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款	②	<p>外国語表記とその日本語訳</p> <p>（ア） 7日以内の解約できない旨の条項（やむを得ない事情等でキャンセルがあり、実際の滞在は7日未満であっても、契約期間中の重複した別契約は認められない。）</p> <p>（イ） 施設滞在者は、日本語又は対応外国語に対応できる者であること。</p> <p>（ウ） 日本に住所を有しない外国人は旅券、日本人及び日本に住所を有する外国人の場合は、旅券又は運転免許証等の身分証明書の呈示を義務付ける条項</p> <p>（エ） 施設使用の際の注意事項を遵守する条項</p> <p>（オ） 対応できる外国語の種類</p> <p>（カ） 各施設で提供する役務</p>
施設の構造設備を明らかにする図面	③	換気設備、採光、暖房、冷房、台所、浴室、便所及び洗面設備の記載のある平面図等
近隣住民への周知	④	近隣住民へ周知した書面及び近隣住民に対する周知に関する報告（近隣住民周知において、意見や問い合わせがあった際はその対応を終了させた後に記載すること。）

近隣住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制並びにその周知方法	⑤	近隣住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法 (ア) 窓口担当者（コールセンターの場合は、コールセンターの名称） (イ) 電話番号 (ウ) コールセンター等の所在地 (エ) 連絡を受けた際の対応を行うまでの体制 (オ) 近隣住民に対する苦情及び問合せを受けるための連絡先の周知方法
施設を事業に使用するための正当な権利を証明する書類	⑥	申請者が施設所有者の場合は、施設にかかる不動産登記事項証明書 申請者が施設所有者から賃借している場合は、施設所有者と申請者との間の賃貸借契約書、転貸を承諾する書面（国家戦略特別区域法第13条に定める事業に使用することが承諾されていること。なお、施設所有者と申請者との間にサブリース業者が間に入る場合は、申請者及び施設所有者とサブリース業者間で承諾されている旨が分かること。）
消防法令に定める手続きを行ったことが確認できる書類	⑦	消防法令で定める手続きを行ったことが確認できる書類

《近隣住民への周知等》

法第13条第1項に規定する特定認定を受けようとする者は、あらかじめ、下記のとおり、当該特定認定に係る事業計画の内容について近隣住民に周知しなければならない。その際には、適切に周知、説明し、近隣住民の理解を得るように努めなければならない。

(1) 周知内容

近隣住民への周知は、次に掲げる事項について書面で行うものとする。

(ア～オ：区規則9 カ～ク：指導基準)

- ア 特定認定を受けようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- イ 施設の名称及び所在地（部屋番号まで）
- ウ 近隣住民からの苦情及び問合せの窓口の連絡先（担当者名、所在地、電話番号）
- エ 廃棄物の処理方法（事業系廃棄物としての適切な処理方法）
- オ 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法（緊急連絡先を含む）
- カ 当該書面に関する問合せ先の名称・連絡先（ウと異なる場合）
- キ 意見の申出期限
- ク 近隣住民に理解しやすい平易な表現を用いた当該事業の内容

(2) 周知範囲

条例第4条に規定する当該特定認定に係る事業計画の内容を周知する近隣住民とは、次に掲げる者とする。（ア～イ：規則10の3、区規則8 ウ～エ：指導基準）

- ア 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の使用者
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる建物（一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として20メートルを超えるものを除く。）の使用者
 - (ア) 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の使用者
 - (イ) 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として10メートル以下である場合の当該建物の使用者
- ウ 私道を共有する等の生活圏を密にする範囲の敷地に存する建物の使用者
- エ 認定を受けようとする施設が区分所有建物である場合、管理を主体として実施している団体（管理組合、管理会社等）

《近隣住民からの苦情等の報告》

認定事業者は下記の①～③の事例があった際には法第13条第8項に基づき、ガイドライン別紙2の様式を用いて区へ速やかに報告すること。

- ① 近隣住民から騒音やごみの廃棄方法等の苦情があった場合

- ② ガイドライン第4-1-(6)-③の指導に基づく常駐体制の有無の変更をした場合
- ③ 火災等により滞在者が避難を要する事態が発生した場合

.....

大田区 健康政策部 生活衛生課 環境衛生（営業指導）担当
〒143-0015 大田区大森西一丁目12番1号（大森地域庁舎6階）
TEL 03-5764-0693 FAX03-5764-0711